

公益財団法人モラロジー研究所役員報酬規程

平成元年4月1日制 定
平成22年4月1日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人モラロジー研究所(以下「研究所」という。)の定款第31条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬について必要な事項を定める。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員に支給することができる。
2 職員が理事に就任したときは、公益財団法人モラロジー研究所職員給与規則(以下「職員給与規則」という。)の基準に基づき、支給する。ただし、管理職手当に代えて、職務手当を別表1に基づいて支給する。

(支給総額)

第2条の2 役員報酬の総額は、100,000,000円とする。

(支給基準)

第3条 役員報酬は、前条の総額の範囲内で、別表2に基づいて支給する。

(支給日・計算期間)

第4条 役員報酬の支給日及び計算期間等については、職員給与規則第4条を準用する。
2 常勤の役員が病気その他本人の都合で、1か月以上引き続いて欠勤した場合の報酬の支給については、職員給与規則第36条を準用する。

(通勤費)

第5条 常勤の役員の通勤費については、職員給与規則第33条を準用する。

(旅費)

第5条の2 役員が、職務及び業務遂行のために必要な旅費については、研究所役員等旅費規程により支給する。

(賞与)

第6条 常勤の役員に賞与を支給する場合は、支給総額を20,000,000円とし、月額5か月分を超えない範囲とし、評議員会の議を経て定める。ただし、理事を兼ねる職員には、職員給与規則第38条及び第39条を準用する。

(退任慰労金)

第7条 常勤の役員がその職を退任したときは、特に功労のあった者に対して、退任慰労金を支給することができる。

- 2 退任慰労金の額は、年額報酬の5年分を超えない範囲内とし、評議員会の議を経て、別に定める。

(退職金)

第8条 職員の身分を兼ねる理事が職員を退職したときは、研究所職員退職金規程により、退職金を支給する。

(事務の所管)

第9条 この規程に関する事務は、総務部人事課が所管する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、規程委員会で検討し、評議員会の議を経て、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成2年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成4年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成5年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成7年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成17年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、公益財団法人移行の登記日から改定施行する。

別表 1(第 2 条関係)

手当月額基準表

職務手当	100,000 円～150,000 円
------	---------------------

別表 2(第 3 条関係)

役員報酬の月額基準表

区分 号俸	理事・監事	副理事長・常務理事	理事長
1	100,000	400,000	1,000,000
2	125,000	425,000	1,050,000
3	150,000	450,000	1,100,000
4	175,000	475,000	1,150,000
5	200,000	500,000	1,200,000
6	225,000	525,000	1,250,000
7	250,000	550,000	1,300,000
8	275,000	575,000	1,350,000
9	300,000	600,000	1,400,000
10	325,000	625,000	1,450,000
11	350,000	650,000	1,500,000
12	375,000	675,000	1,550,000
13	400,000	700,000	1,600,000
14	425,000	725,000	1,650,000
15	450,000	750,000	1,700,000
16	475,000	775,000	1,750,000
17	500,000	800,000	1,800,000
18	525,000	825,000	1,850,000
19	550,000	850,000	1,900,000
20	575,000	875,000	1,950,000